



宮 崎 県 公 報

平成23年 4 月 1 日 (金曜日) 号外 第 40 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1
- 物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正

頁

- する規則…………… (総務事務センター) 4
- 母子保健法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康増進課) 4
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 7
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 9

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(出納員)	(出納員)
第 4 条 総務部、会計管理局及び警察本部に出納員を置き、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。	第 4 条 総務部、会計管理局及び警察本部に出納員を置き、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 会計管理局次長、会計課長、会計課課長補佐及び会計課主幹又は会計課副主幹 (会計課主幹又は会計課副主幹にあっては、審査又は指導検査の事務を掌理する者に限る。)	(2) 会計管理局次長、会計課長、会計課課長補佐及び会計課主幹又は会計課副主幹 (会計課主幹又は会計課副主幹にあっては、 <u>審査第一、審査第二又は旅費審査の事務を掌理する者に限る。</u>)
(3) [略]	(3) [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
(出納機関の直接収納)	(出納機関の直接収納)
第44条 [略]	第44条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]
(予算執行の伺い及び合議等)	(予算執行の伺い及び合議等)
第54条 [略]	第54条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 次の各号の一に該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。	4 次の各号の一に該当するときは、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 過年度支出をしようとするとき (労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号) 第19条第 3 項に規定する労働保険料の不足額に係るものを除く。)	(2) 過年度支出をしようとするとき (<u>自動口座振替により支払うために資金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場合及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号) 第19条第 3 項に規定する労働保険料の不足額に係るものを除く。</u>)
(3) [略]	(3) [略]

5 [略]
 (過年度の支出及び過誤納収入金の戻出)

第94条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第3項に規定する労働保険料の不足額の支出をする場合は、当該部局又はかいにおける過年度の支出であることの書類の作成及びかいにおける当該かいを主管する部局の長への報告を省略することができる。

(履行遅滞)

第 108条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 3.3パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、^{レバ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

(履行期限の延長の手続等)

第 180条 [略]

2・3 [略]

4 第2項本文の延納利息の率は、年 3.3パーセント（この場合における年当たりの率は、^{レバ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

別表第3（第7条関係）

本庁会計課の 出納員	[略]	
	環境森林課の 金銭分任出納 員	環境森林課に属する入札保証 金及び契約保証金の受入れ並 びに受け入れた当日に直ちに 還付する必要がある入札保証 金の還付に関すること。
	[略]	
	森林整備課の 金銭分任出納 員	天神山及び諸県有林の立竹 並びに竹産物売払代金並びに 森林整備課に属する入札保証 金及び契約保証金の受入れ並 びに受け入れた当日に直ちに 還付する必要がある入札保証 金の還付に関すること。
	[略]	
[略]		
県立都城泉ヶ 丘高等学校の 出納員	[略]	
県立富島高等	[略]	

5 [略]
 (過年度の支出及び過誤納収入金の戻出)

第94条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、自動口座振替により支払うために資金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場合及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第3項に規定する労働保険料の不足額の支出をする場合は、当該部局又はかいにおける過年度の支出であることの書類の作成及びかいにおける当該かいを主管する部局の長への報告を省略することができる。

(履行遅滞)

第 108条 [略]

2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 3.1パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、^{レバ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

(履行期限の延長の手続等)

第 180条 [略]

2・3 [略]

4 第2項本文の延納利息の率は、年 3.1パーセント（この場合における年当たりの率は、^{レバ}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

別表第3（第7条関係）

本庁会計課の 出納員	[略]	
	環境森林課の 金銭分任出納 員	天神山及び諸県有林の立竹 並びに竹産物売払代金並びに 環境森林課に属する入札保証 金及び契約保証金の受入れ並 びに受け入れた当日に直ちに 還付する必要がある入札保証 金の還付に関すること。
	[略]	
	森林経営課の 金銭分任出納 員	森林経営課に属する入札保証 金及び契約保証金の受入れ並 びに受け入れた当日に直ちに 還付する必要がある入札保証 金の還付に関すること。
	[略]	
[略]		
県立都城泉ヶ 丘高等学校の 出納員	[略]	
県立都城農業 高等学校の出 納員	県立都城農業 高等学校の金 銭分任出納員	県立都城農業高等学校に属す る生産物又は不用品の売払代 金の収納に関すること。
県立本庄高等 学校の出納員	県立本庄高等 学校の金銭分 任出納員	県立本庄高等学校に属する生 産物又は不用品の売払代金の 収納に関すること。
県立富島高等	[略]	

学校の出納員	
[略]	

別表第 5 (第56条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書に証拠書類として添付する主な書類
[略]					
9 物品 費の 類	[略]		見積書(2ヶ所以上)入札書、開札調書、予定価格調書 指名人調書 契約書案、請書案(内訳書)	[略]	見積書(2ヶ所以上)入札書、開札調書 契約書、請書 検査調書(請求書の余白に表示してかえることができる。) 請求書 補装具交付券又は修理券(扶助費から支出するもの)
[略]					

[略]

別表第10 (第 152条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
------------	----------------

学校の出納員		
県立高千穂高等学校の出納員	県立高千穂高等学校の金銭分任出納員	県立高千穂高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
県立宮崎海洋高等学校の出納員	県立宮崎海洋高等学校の金銭分任出納員	県立宮崎海洋高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
県立高鍋農業高等学校の出納員	県立高鍋農業高等学校の金銭分任出納員	県立高鍋農業高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
県立高原高等学校の出納員	県立高原高等学校の金銭分任出納員	県立高原高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
県立宮崎農業高等学校の出納員	県立宮崎農業高等学校の金銭分任出納員	県立宮崎農業高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
県立門川高等学校の出納員	県立門川高等学校の金銭分任出納員	県立門川高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
県立小林秀峰高等学校の出納員	県立小林秀峰高等学校の金銭分任出納員	県立小林秀峰高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
県立日南振徳高等学校の出納員	県立日南振徳高等学校の金銭分任出納員	県立日南振徳高等学校に属する生産物又は不用品の売払代金の収納に関すること。
[略]		

別表第 5 (第56条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書に証拠書類として添付する主な書類
[略]					
9 物品 費の 類	[略]		見積書、入札書、開札調書、予定価格調書 指名人調書 契約書案、請書案(内訳書)	[略]	見積書、入札書、開札調書 契約書、請書 検査調書 請求書 補装具交付券又は修理券(扶助費から支出するもの)
[略]					

[略]

別表第10 (第 152条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
------------	----------------

[略] 水産政策課 [略] [略]	[略] 漁村振興課 [略] [略]
---------------------------	---------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則（平成10年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において「物品の購入」とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第2条第2号に規定する部局（警察本部を除く。以下「部局」という。）及び同条第1号に規定するかい（同号アに規定する出先機関（宮崎県外に所在するもの及び別表第1に掲げるものを除く。）に限る。以下「かい」という。）が行う物品の購入（ <u>別表第2に掲げる物品の購入及び総務事務センター課長が適当でない</u> と認められた場合における物品の購入を除く。）をいう。 2 [略] （物品の購入の要求） 第3条 [略] 2 [略] 別表第2（第2条関係） [略] 6 扶助費で購入するもの 7 食糧費で購入するもの 8～19 [略]	(定義) 第2条 この規則において「物品の購入」とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第2条第2号に規定する部局（警察本部を除く。以下「部局」という。）及び同条第1号に規定するかい（同号アに規定する出先機関（宮崎県外に所在するもの及び別表第1に掲げるものを除く。）に限る。以下「かい」という。）が行う物品の購入をいう。 2 [略] （物品の購入の要求） 第3条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定は、別表第2に掲げる物品の購入については適用しない。</u> 別表第2（第3条関係） [略] 6 <u>交際費、食糧費及び扶助費で購入するもの</u> 7～18 [略] 19 <u>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第2項の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるにあたり、緊急に購入が必要となるもの</u> 20 <u>その他総務事務センター課長が、部局又はかいにおいて購入することが適当であると認めたもの</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和42年宮崎県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第11条、第12条関係） 徴収基準額表				別表（第11条、第12条関係） 徴収基準額表			
階層	世帯の階層（細）区分	徴収基準	徴収基準	階層	世帯の階層（細）区分	徴収基準	徴収基準

区分			月 額	加算月額	区分			月 額	加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		[略]		A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) による支援給付受給世帯		[略]	
B階層	市町村民税非課税世帯				B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			
C階層	所得税非課税世帯であって、市町村民税の均等割、所得割による区分	市町村民税の均等割のみ課税世帯 市町村民税所得割課税世帯	[略]		C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) 所得割の額のある世帯	[略]	
D階層	所得税課税世帯の所得税額による区分	円 所得税の年額 30,000円以下 30,001～80,000 80,001～140,000 140,001～280,000 280,001～500,000 500,001～800,000 800,001～1,160,000 1,160,001～1,650,000	D 1 D 2 D 3 D 4 D 5 D 6 D 7 D 8	10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000 82,400 102,000	1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200	D 1 D 2 D 3 D 4 D 5 D 6 D 7 D 8	円 所得税の年額 15,000円以下 15,001～40,000 40,001～70,000 70,001～183,000 183,001～403,000 403,001～703,000 703,001～1,078,000 1,078,001～1,632,000	10,800 16,200 22,400 34,800 49,400 65,000 82,400 102,000	1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200

	<u>1,650,001</u> ～ <u>2,260,000</u>	D 9	123,400	12,340		の区 分が	<u>1,632,001</u> ～ <u>2,303,000</u>	D 9	123,400	12,340
	<u>2,260,001</u> ～ <u>3,000,000</u>	D 10	147,000	14,700		次の 区分	<u>2,303,001</u> ～ <u>3,117,000</u>	D 10	147,000	14,700
	<u>3,000,001</u> ～ <u>3,960,000</u>	D 11	172,500	17,250		に該 当す	<u>3,117,001</u> ～ <u>4,173,000</u>	D 11	172,500	17,250
	<u>3,960,001</u> ～ <u>5,030,000</u>	D 12	199,900	19,990		る世 帯	<u>4,173,001</u> ～ <u>5,334,000</u>	D 12	199,900	19,990
	<u>5,030,001</u> ～ <u>6,270,000</u>	D 13	229,400	22,940			<u>5,334,001</u> ～ <u>6,674,000</u>	D 13	229,400	22,940
	<u>6,270,001</u> 以上	D 14	全額	左の徴収 基準月額 の10% ただしそ の額が26 ,300円に 満たない 場合は26 ,300円			<u>6,674,001</u> 以上	D 14	全額	左の徴収 基準月額 の10% ただしそ の額が26 ,300円に 満たない 場合は26 ,300円

備考

1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第 8 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第 175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第 1 項、第95条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(3) [略]

3 [略]

4 徴収月額の決定の特例

(1) A 階層以外の階層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1 ヶ月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割り計算によって決定する。（ただし、D14階層を除く。）

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

備考

1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 項、第 314条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第 175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第 2 項第 1 号、第92条第 1 項、第95条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第41条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41条の 2、第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項、第41条の 19 の 2 第 1 項並びに第41条の 19 の 5 第 1 項

(3) [略]

3 [略]

4 徴収月額の決定の特例

(1) 同一世帯から 2 人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割り計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1 ヶ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割り計算によって決定する。（ただし、D14階層を除く。）

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) [略]

5 [略]

6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

(3) [略]

5 [略]

6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

指定猟法許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所 〒

電話番号

氏 名 印

職 業

生年月日 年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定により指定猟法禁止区域における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第11項において準用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

指 定 猟 法 の 種 類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕 獲 等 の 目 的	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
捕 獲 等 の 区 域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法	

- (注) 1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。
 2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 3 申請書には、捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） [略]	別表第1（第3条関係） [略]
2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(116) [略]	2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(116) [略]
(117)～(132) [略]	<u>(117) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定申請手数料</u> <u>(118) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定更新申請手数料</u> (119)～(134) [略]
(133)～(533) [略]	<u>(135) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者認定申請手数料</u> <u>(136) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者認定更新申請手数料</u> (137)～(537) [略]
[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--